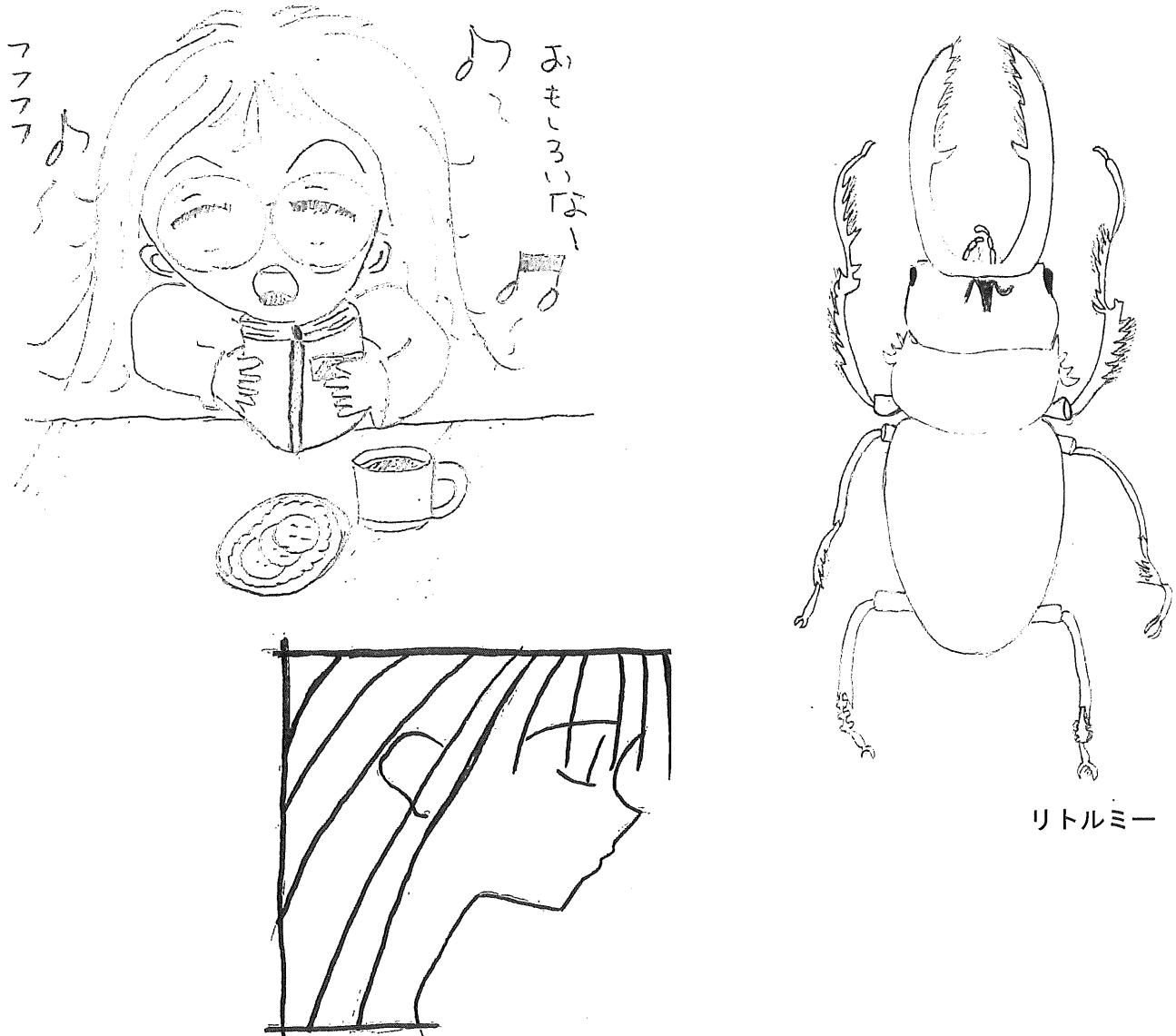


旅立ち

社会福祉法人しらとり会
当事者通信(NO. 108)
令和6(2024)年10月1日発行

今月は、4名の方からの投稿です。



- 精神科医は患者の意思能力を診断する権限はない。
- 意思能力は患者固有の権利であり一身専属権である。
- そもそも精神科に限らず医療と言うのは症状が出なければ何もしてはいけない。
- パターンによる治療は正当業務行為にはならず傷害罪と言う犯罪である。
- 要するに患者には職員の考えを受け入れる義務がないと言う事だ。
- 患者の内面つまり患者の言う事を一切聞かない精神科の世界では職員の言う事を聞く義務がない。
- 入院手続だけ片務契約であり精神科の治療自体は契約平等で職員は強要罪。

(加藤忠男)

【投稿の募集】

投稿記事は、オリジナルのイラスト、投稿者の思いです。
読んでいただいた方からのご感想をお寄せください。また、利用者の皆様からの投稿をお待ちしています。
次回の締切は、10月15日(火)です。